

「キャッシュレス・消費者還元事業」に基づくポイント付与サービス実施に係る特約

第1条(目的)

本特約は、電子マネー「あまみゆたか」の会員(以下総称して「会員」という。)が、国の施策として2019年10月1日から9か月間実施される「キャッシュレス・消費者還元事業」(以下「本事業」といいます。)に基づき、当社が会員に対して提供するポイント付与サービス(以下「本サービス」といいます。)を受ける際に遵守すべき事項を定めるもので、会員は、本特約を承認し、本特約に定める制限等に服することを条件として、本サービスの提供を受けることができます。

第2条(不当な取引の禁止)

1. 会員は、故意または過失のいかんにかかわらず、以下の(1)から(7)に定める取引・行為(以下「不当取引」といいます。)を行ってはならないものとします。
 - (1) 他人の対象カード等を用いて決済した結果として、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
 - (2) 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品等を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
 - (3) 商品もしくは権利の売買または役務の提供を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、ショッピング利用を行い、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
 - (4) 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
 - (5) 本事業の対象取引が取消し、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本事業の対象外取引である金券類等による反対給付が行われたにもかかわらず、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること
 - (6) 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、第三者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
 - (7) その他公募により経済産業省から採択された本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会(以下「補助金事務局」といいます。)が本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引
2. 会員の行った取引に関し、不当と疑われる取引が発覚した場合は、会員は、当該会員の故意または過失の有無にかかわらず、国、行政当局、補助金事務局もしくは本事業の登録決済事業者、またはそれらの委託先等が行う調査等に協力するものとします。
3. 当社は会員が不当取引を行ったことが疑われる場合、会員に対して、電話、メール、訪問その他の方法により調査を行います。会員は当社からの問い合わせに応じ、不当取引を行ったか否かに関する必要な回答を行うものとします。
4. 会員は、当社が、会員に帰責する不当取引が発生した、もしくはその疑いがあると判断した場合またはその旨補助金事務局から通知を受けた場合は、既に行われた消費者還元の全部または一部が取り消される場合があることにつき同意するものとします。当該取消しとなされた場合は、会員は、受領済みの消費者還元相当額を返還するとともに、当該不当取引やその疑いが発生したことにより、当社、本事業に関与する登録決済事業者、事務局または国に損害が生じたときは、会員は当該損害につき賠償する責任を負うものとします。また、当該損害賠償債務には年14.6%(年365日の日割計算)の遅延損害金を付すものとします。

第3条(情報提供に係る同意)

会員は、会員が不当な取引を行った場合もしくはその疑いがあると当社が判断した場合、当社が事務局に対し、以下①から⑦の情報を提供すること、ならびに提供された情報が国、事務局、事務局に認められた登録決済事業者およびそれらの委

託先により本事業の実施、不当な取引を行った者の特定、不当な取引に対する損失請求および不当取引の防止のために共同利用されることに同意します。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 電話番号
- ④ 住所
- ⑤ カード番号等
- ⑥ お支払い口座
- ⑦ 不当な取引を行った事実

第4条(利用停止等)

1. 会員が不当取引を行った場合または不当取引が発生した疑いがある場合(事務局からこれらの通知を受けた場合を含みます。)、当社は会員に対する何らの通知または催告を行うことなく、会員による本サービスの利用を停止し、また会員による対象カード等の利用を停止します。
2. 会員が不当取引を行った場合、その他会員が本規定に違反した場合、当社が通知をしたときに、会員は会員規約に定める会員資格を喪失するものとします。

第5条(本特約の有効期間)

1. 本特約の有効期間は、2021年3月31日までとします。
2. 本規定の有効期間経過後も、第2条第2項から第4項、第3条、第4条は引き続き効力を有するものとします。

第6条(特約および本サービスの改定)

当社は、必要に応じて随時、本特約および本サービスの内容を変更できるものとします。本サービスは、国の施策である本事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更または具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを、会員は了解するものとします。本特約および本サービスの内容の変更は、当社がWEBサイト上に公表することにより効力を生ずるものとします。